

香川地方最低賃金審議会  
第2回 香川県最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和2年7月31日 14時38分～16時24分		
開催場所	香川労働局 第一会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席3人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席3人	定数3人
主要議題	1 最低賃金に関する基礎調査結果について 2 香川県最低賃金額について		
議事要旨	<p>1 最低賃金に関する基礎調査結果について事務局より説明した。</p> <p>2 香川県最低賃金額の審議</p> <p>労働者側：第1回提示額 時間額838円（20円引上げ）</p> <p>根拠：連合の2020春季生活闘争の回答集計結果において、300人未満の中小企業の賃上げ率が1.81%であるため、<math>818円 \times 0.0181 = 14.8円 \rightarrow 14円</math>。<math>818円 + 14円 = 832円</math>。これに、連合のリビングウェッジが香川県では時間給950円であること、地域間格差の解消、物価上昇などを総合的に勘案し、6円上乗せして、838円。</p> <p>労働者側：第2回提示額 時間額828円（10円引上げ）</p> <p>根拠：Dランクの多くの県の最低賃金額が790円であり、連合として800円達成のため、10円アップを提示している。このことから、Cランクの香川ではその差を維持するため、10円を上乗せした828円を提示。</p> <p>使用者側：第1回提示額 時間額818円（0円引上げ）</p> <p>根拠：中賃の目安に関する小委員会報告の公益委員見解の1にあるとおり、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の厳しい状況、今後の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であること等を踏まえ引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当との認識である。また今朝の新聞報道にあったが、今年1月には1.1%であったGDPの成長率を内閣府は-4.5%に修正する等経済情勢はリーマンショック時よりも悪い等による。</p> <p>双方とも提示済金額の変更には至らず、次回の専門部会までに双方に再考を促し、引き続き審議することとなった。</p> <p>第3回専門部会は、令和2年8月4日13時30分から開催することを確認した。</p>		